

産・育休代替教員を先行配置 加配利用文科省が事務連絡

病気や出産などで欠員となった教員の代わりが配置できない「教員不足」が社会問題になる中、産・育休代替の教員を年度当初の4月から先行配置できるようにする文部科学省の(11月?)1日付けの事務連絡が現場の声を一定反映されたものとして注目されています。

産・育休代替の教員は産・育休期間に限って配置される定数外の臨時教員です。例えば8月から産・育休に入る教員がいても、現在は8月にならないと臨時教員は配置されません。年度途中で代替教員を探すことは難しく、教員不足を加速させています。現場からは、代替教員が確保しやすい年度当初からの配置を求める声があがっています。

現場にも好評

すでに、京都府では21年度から独自の予算を組み小学校から高校まで年度当初教員不足を加速させています。現場からは、代替教員が確保しやすい年度当初からの先行配置を実施。22年度は59人が4月から配置されました。出産予定の教員が休みに入るまでは代替教員と2人体制でクラスを受け持ち、安定して引き継げるようようにしています。産・育休の取得が言い出しやすくなったなど現場にも好評だといいます。文科省によれば滋賀県、兵庫県、神戸市でも同様の取り組みをしています。

文科省の事務連絡はこうした自治体の取り組みを受けたものです。小・中学校、特別支援学校(小中学部)で7月末までに産・育休に入る予定の教員がいる場合、少人数指導などの政策目的に応じて配置される加配定数を利用し、4月から代替教員を先行配置できるようにします。

加配定数は原則的に年度単位での配置ですが、産・育休代替の確保のためであれば最長4カ月まで分割して配置できるようにしました。1人分の加配定数を4カ月で分割すれば、3校に先行配置できます。8月から休みに入る教員がいる場合、4~7月は加配定数で教員を確保し、8月以降は同じ教員を臨時教員に切り替えることが可能になります。少人数指導加配を学級の副担任などとし、担任が休みに入るまで2人体制とすることも可能だといいます。

定数大幅増を

ただし、23年度は加配定数の総数は増やさないため、産・育休代替の確保に加配が充てられることで、これまで配置されていた加配がなくなる学校が出てくる懸念もあます。教員不足や教員の異常な長時間労働の是正には教職員定数の大幅増が不可欠です。

本人も職場も安心感 全日本教職員組合檀原毅也書記長

産・育休を取得予定の教員の後任があらかじめ校内に加配されていること、必要な引継ぎができるので本にも職場も安心感を持てます。産・育休の代替者が見つからないことが、マタニティーハラスメントの要因にもなっていました。

年度当初から代替者を確保する「先読み加配」はいくつかの県で実施され、徐々に広がっていました。今回の措置は、国が後押しするもので、さらなる広がりが期待できます。

ただし、8月以降に産・育休に入る場合にも同様の措置が必要です。母性保護という観点では確実に2人で担任できるようにすることも必要です。産・育休に限らず病休など不測の事態が生じて、ゆきとどいた教育ができるようにするために、ゆとりを持った教職員配置ができるよう、義務教育標準法を改正し教職員定数を引き上げることが何よりも重要です。